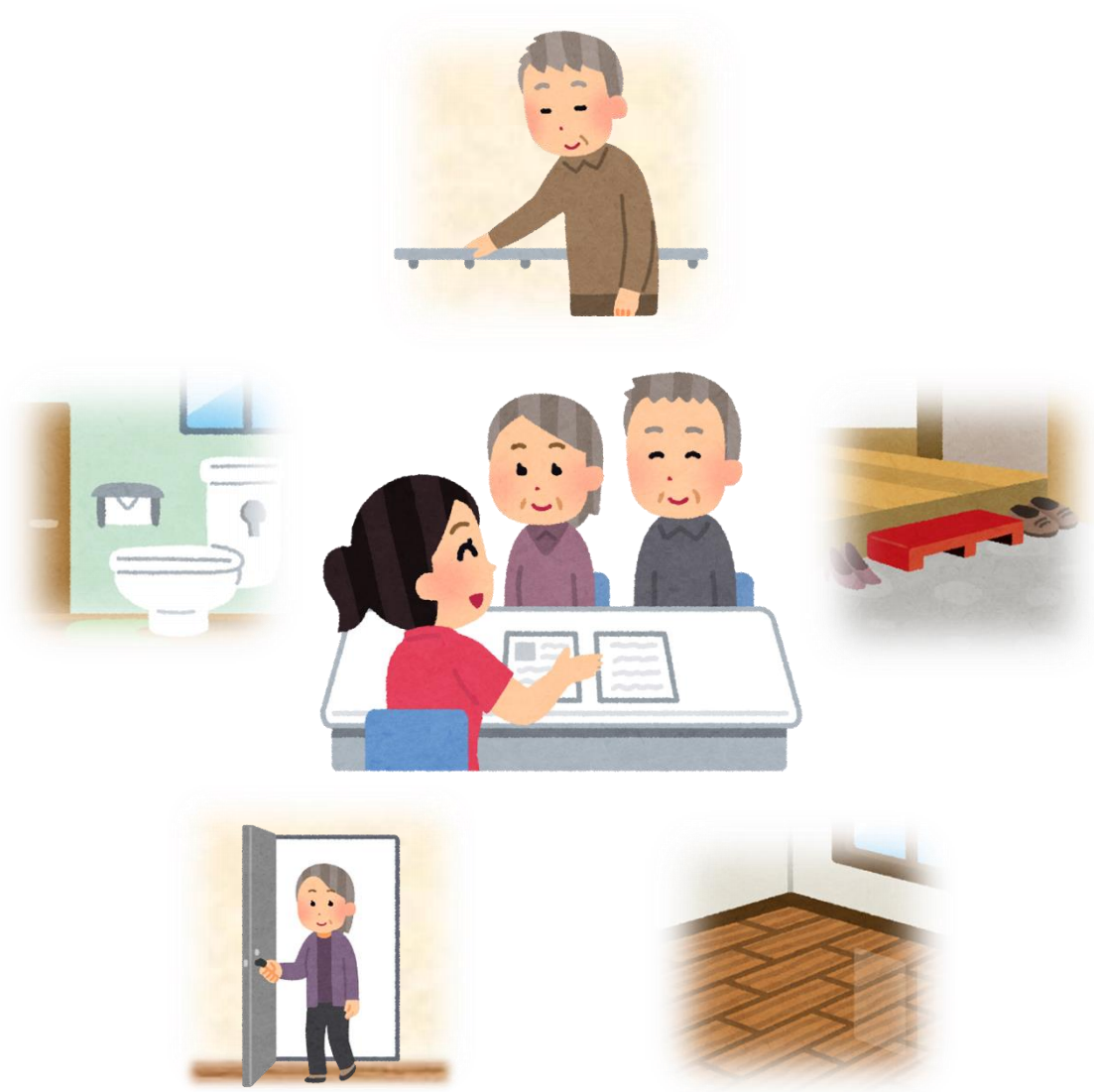


# 介護保険住宅改修の手引き



令和3年8月

富良野市保健福祉部高齢者福祉課



## 1. 介護保険制度における住宅改修の概要

要介護認定を受けている方が、安心して在宅生活を送るために必要な住宅改修について、介護保険法に定める種別で市が必要と認めた場合に費用の一部を給付いたします。  
なお、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象となります。

### (1) 住宅改修対象者

介護保険の要介護・要支援の認定を受け、在宅生活を送っている方が対象となります。特段の事情で介護認定の新規申請中の方が住宅改修を実施したい場合、必ず事前に市にご相談ください。

### (2) 改修対象住宅

原則、介護保険被保険者証に記載された住所に所在する住宅が対象となります。特段の事情がある場合は、必ず事前に市にご相談ください。

### (3) 給付限度基準額

給付上限額は自己負担額を含む改修費の全体額で計算します。よって、介護保険上での給付の場合、自己負担割合が1割の方に給付される上限額は18万円となります。

なお、介護保険および市独自の給付限度額を超えた分の工事費は全額自己負担となります。

介護保険制度上の限度額：20万円（限度額まで複数回利用可能）

市独自制度上の限度額：10万円（上記限度額を超える改修を行った際に1回限り）

※ 介護保険と市独自の給付は介護保険が優先であり、先に市独自を利用することはできません

※ 市独自制度はあくまで介護保険の給付限度を超える工事が必要な際の補足的給付が目的であり、介護保険の給付を超える改修を行った際に活用せず、別の改修で市独自制度のみでの給付を受けるということは原則認めていません

※ 給付限度基準額がリセットされる場合があります。詳細は別章の解説を参照

#### 【例】

5万円の住宅改修を実施した場合（自己負担1割・初めての住宅改修）

給付額 4万5千円 自己負担 5千円

（介護保険：5/20万円を活用し、工事費の9割を給付 残り15万円）

18万円の住宅改修を実施した場合（自己負担2割・過去に5万円の住宅改修）

給付額 14万4千円 自己負担 3万6千円

（介護保険：15/15万円を活用し、15万円の8割を給付 残り0円）

（市独自：上記限度額を超えた残り3万円のうち、8割を給付 残り0回）

#### (4) 介護保険の給付対象となる住宅改修の種類

給付対象となる改修種別は介護保険法に定める以下の通りです。対象の可否についてあいまいなケースについては、住宅の状況や本人の心身の状態等を確認し個別で判断するので、必ず事前に市にご相談ください。

- (1) 手すりの取り付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取りかえ
- (5) 洋式便器等への便器の取りかえ
- (6) 上記(1)～(5)の住宅に付帯して必要となる工事
  - ① 手すりの取り付け  
手すりの取り付けに伴う下地補強
  - ② 段差の解消  
浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープ設置に伴う柵等の設置
  - ③ 床又は通路面の材料の変更  
床材変更に伴う下地補強や根太の補強、通路面の材料変更に伴う路盤整備
  - ④ 扉の取りかえ  
扉の取りかえに伴う壁または柱の改修工事
  - ⑤ 便器の取りかえ  
便器の取替えに伴う床材の変更や給排水設備工事(水洗化に係るものを除く)

## 2. 給付対象となる住宅改修

### (1) 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路など（生活動線）に転倒の予防や移動・移乗動作を安全に行うために設置する工事が対象となります。

給付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室内の手すり（居間、トイレ、浴室、生活動線上の廊下など）</li> <li>・出入口の手すり（原則1か所）</li> <li>・玄関から道路までの手すり</li> <li>・完全に固定されている家具に設置する手すり</li> <li>・身体状況の変化に伴う既存手すりの交換や位置の変更</li> <li>・上記に伴う既存手すりの撤去費用</li> </ul>
工事 付帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記工事に必要な壁の下地補強</li> </ul>
原則 給付 対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アパート等における共用部分の手すり</li> <li>・階段の手すり（生活動線上にある階段を除く）</li> <li>・上階（2階や3階）に設置する手すり</li> </ul> <p>上階に上がるための手すりや上階の手すりについては、階段の昇降動作そのものが転倒等の危険を伴うため原則給付の対象外とし、対象者が階段を使わずに生活を完結できないか検討することとしています。</p>
給付 対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活動線上ではない手すり</li> <li>・敷地外の手すり</li> <li>・固定しない手すり</li> <li>・完全に固定されていない家具に設置する手すり</li> <li>・老朽化を理由とした手すりの交換</li> <li>・新築工事時に設置する手すり</li> </ul>

- ※ 原則給付対象外としている項目については、対象者の身体状況や住宅の状況等によっては給付対象とする場合があるので、特段の理由がある際はご相談ください。
- ※ 手すりは原則片側の設置のみ給付対象としておりますが、対象者の身体状況によっては両側への手すりの設置も給付対象となる場合があるので、特段の理由がある際はご相談ください。
- ※ 出入口の手すりについて、玄関以外の場所（勝手口や縁側など）に手すりを設置する場合、なぜそこから出入りしているのか理由書に明記してください。
- ※ 手すりの設置に限らず段差の解消等の改修も2か所目以降の出入口は原則給付の対象外です。
- ※ 固定しない置き型の手すりや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象であり、住宅改修の対象となりません。

## (2) 段差の解消

居間や玄関などの生活動線上における段差や傾斜の解消を目的とした工事が対象となります。

給付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各居室の敷居を低く（撤去）する工事</li> <li>・スロープ、踏み台を固定設置する工事（スロープの幅は 1m程度）</li> <li>・浴室の床のかさ上げ工事（浴室用すのこの固定設置工事など）</li> <li>・階段をコンクリートスロープにする工事（スロープの幅は 1m程度）</li> <li>・階段の勾配を緩やかにする工事</li> <li>・通路などの傾斜や段差を解消する工事</li> <li>・浴槽を跨ぎやすい浅いものに取りかえる工事</li> <li>・上記に伴う浴槽の撤去費用</li> </ul>
工事付帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とした柵や立ち上がりの設置</li> <li>・浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事</li> </ul>
給付対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床下収納スペースを埋める工事</li> <li>・固定しない置き型のスロープや踏み台を設置する工事</li> <li>・昇降機、リフト、段差解消機等を設置する工事</li> <li>・浴槽の取りかえに伴う給湯器、シャワー、水栓などの工事</li> <li>・転落防止用の柵や立ち上がりを設置するだけの単独工事</li> </ul>

※ 固定しないスロープは「福祉用具貸与」の対象であり、住宅改修の対象となりません。

※ 固定しない浴室用すのこは「特定福祉用具購入」の対象であり、住宅改修の対象となりません。

## (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室を畳敷からフローリング等に変更する工事や玄関から道路までの通路をアスファルト舗装する工事などが対象となります。

給付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活動線上の廊下などの床材を滑りにくい床材に変更する工事</li> <li>・浴室や居間などの居室の床材を滑りにくい床材に変更する工事</li> <li>・屋外の通路をアスファルトなどに変更する工事（舗装幅は 1m程度）</li> <li>・上記に伴う床材の撤去費用</li> </ul>
工事付帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床材変更に伴う下地の補強や根太の補強または通路面変更のための路盤整備</li> </ul>
給付対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化を理由とした床材の交換</li> <li>・滑り止めマットや素材を固定せずに置くだけの費用</li> <li>・転倒時のけが防止を目的とした床材の変更</li> </ul>

#### (4) 引き戸等への扉の取りかえ

開き戸を引き戸やアコーディオンカーテンなどに変更する工事のほか、扉の撤去やドアノブの変更、戸車の設置も対象となります。

給付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の扉を対象者の身体状況に即した扉に変更する工事(自動ドア可)</li> <li>・既存のドアノブを対象者の身体状況に即したドアノブに変更する工事</li> <li>・扉の左右変更</li> <li>・扉の内開きと外開きの変更</li> <li>・戸車の設置</li> <li>・扉の撤去</li> <li>・新たな扉に取りかえる際の既存扉の撤去費</li> <li>・扉の位置の変更</li> <li>・扉の新設(取りかえや位置の変更等よりも安価である場合に限る)</li> </ul>
工事付帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扉の取りかえに伴う壁や柱の改修工事</li> </ul>
給付対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化を理由とした扉、ドアノブ、レール、戸車などの交換</li> <li>・扉を自動ドアに交換した際の動力部分にかかる費用</li> </ul>

#### (5) 洋式便器等への便器の取りかえ

便器を和式から洋式に取りかえる工事や既存の便器の位置や向きを変更する工事が対象となります。

給付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和式便器から洋式便器に変更する工事</li> <li>・既存の便器の位置や向きの変更</li> <li>・身体状況に適した高さの洋式便器への取りかえ</li> <li>・既存の和式便器を取り壊し、別の場所に洋式便器を設置する工事(洋式便器本体と設置費用のみ給付対象)</li> </ul>
工事付帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便器の取りかえに伴う給排水工事(水洗化、簡易水洗化を除く)</li> <li>・便器の取りかえに伴う床材の変更</li> </ul>
給付対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の便器をそのままとして新規の洋式便器を設置する工事(増設)</li> <li>・暖房便座やウォシュレット機能の追加を目的とした便器の取りかえ</li> </ul>

## (6) その他の工事・費用

(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる工事・費用は給付の対象となります。

給付対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・解体工事費</li><li>・資材、廃材の運搬費や現場管理費、養生費などの給付対象工事に必要な費用</li></ul>
給付対象外	<ul style="list-style-type: none"><li>・電気工事費</li><li>・設計や積算の費用</li><li>・理由書の作成や申請に係る手数料</li></ul>

※ 給付対象となる経費については諸経費として扱い、原則工事額全体の10%以内を給付対象とします。

住宅改修とは要介護（要支援）状態になった人が、可能な限り住み慣れた住宅で自立した生活ができるよう、日常生活動作（入浴や外出など）を助けることで安全性の向上や介護者の負担軽減を図ることを目的としています。

よって、趣味やリハビリ、リフォームなどを目的とした工事や、安全性が確保できていない工事については、住宅改修項目のいずれかに該当していても給付の対象とはなりません。

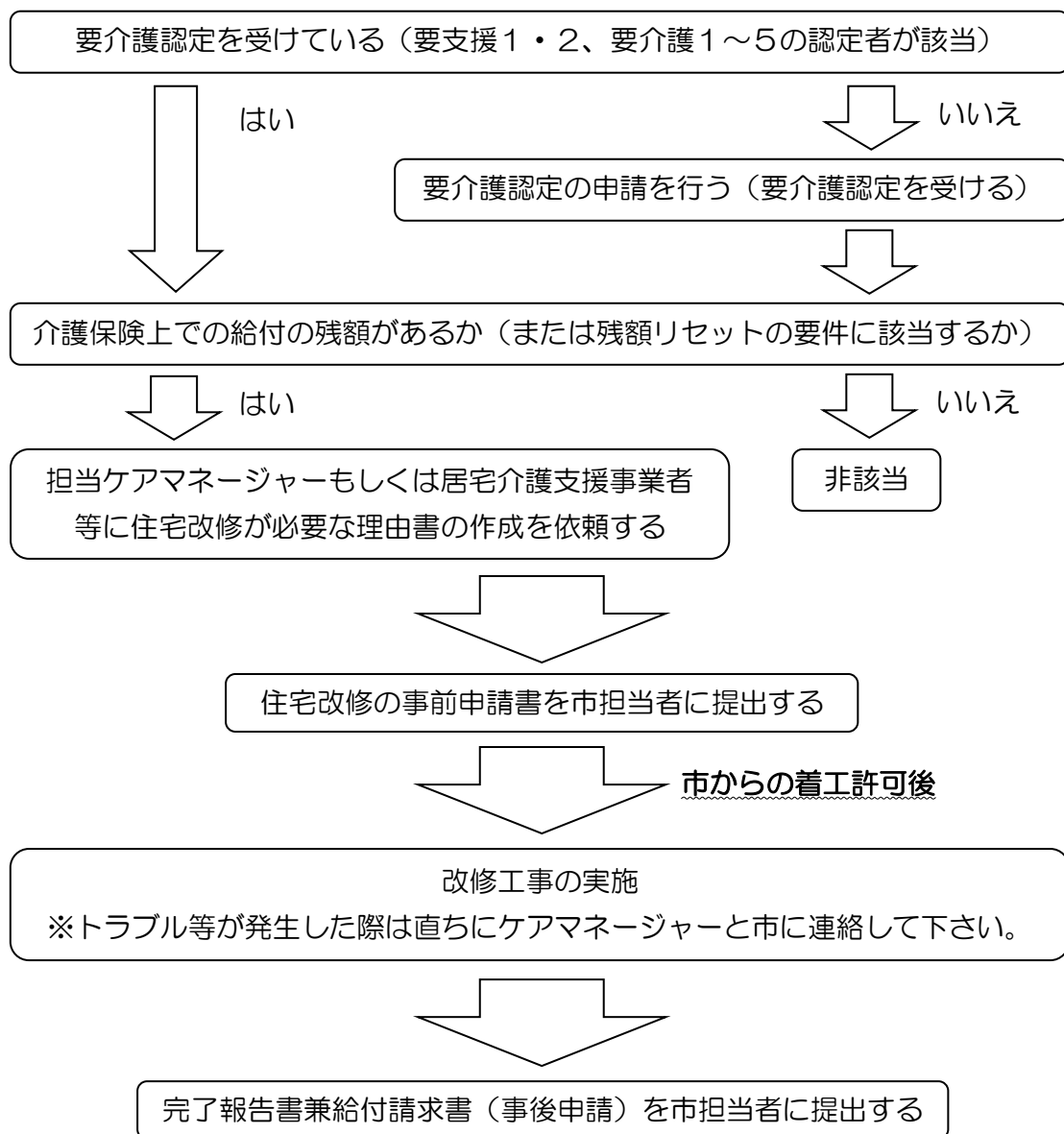


### 3. 住宅改修の申請

住宅改修を申請する前に・・・

- 住宅改修の目的や具体的目標を明確にしましょう
  - 使用する部屋や家具の配置の変更、福祉用具の利用も検討しましょう
- 「一応つけておく」「自己負担が安くすむから」といった漠然とした理由で改修すると、使いにくかったり、かえって邪魔になったりする可能性があります。また、本当に改修が必要なときに利用限度額が残っていないといった事態になりかねません。こうした事態にならないよう、無駄な改修は避けましょう。

#### 住宅改修申請手続きの流れ



## 事前申請に必要な書類

### ◎介護保険住宅改修費給付申請書

申請者、代理人、住宅の所有者の印はすべて同一印使用不可。朱肉を使用する認め印を押印してください。申請者と所有者が違う場合は必ず裏面の承諾書の記入が必要です。所有者がすでに死亡している場合、代表相続人の承諾が必要です。

受領委任払いで改修工事を行う場合は、事業所は【受領を受ける事業所】の部分の記入が必要です。

### ◎住宅改修が必要な理由書

理由書は原則、担当ケアマネジャーが作成してください。もし担当ケアマネジャーがいない場合は、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターの担当職員（介護支援専門員等）に作成を依頼してください。

ただし、介護支援専門員等に依頼ができない場合は、市が実施する介護保険制度における住宅改修について相談、助言を行っている福祉、保健・医療または建築の専門家による理由書の作成を認めています。その場合は作成者が介護支援専門員等でない理由を理由書に明記し、事前申請時に作成者が有資格者であることを証明するもの（資格者証等）を添付してください。また、工事内容や利用者の心身状況等について介護支援専門員等と十分に検討してください。

【理由書の作成を特例で認める資格】

- ① 理学療法士
- ② 作業療法士
- ③ 福祉住環境コーディネーター2級以上
- ④ その他、市長が理由書の作成に適すると認める資格

### ◎工事費見積書

工事費と材料費を明確にし、材料については材質、サイズなどの規格や数量・単価等詳細を記入してください。また既製品を使用する場合には必ずカタログのコピーを添付してください。材料費について不明な場合は、聞き取りや別途書類の添付をお願いすることがあります。

工事費と材料費以外の費用については、全て諸経費として記載してください。また、諸経費については、工事総額の10%を上限とします。

### ◎写真確認

改修前後の対比ができるよう、現在の写真とその写真に改修後の状態を書き入れ、それらを並べ書類を作成してください。

## 事後申請に必要な書類

### ◎介護保険住宅改修費完了報告書兼給付請求書

受領委任払いで改修工事を行う場合は、事業所は【受領を受ける事業所】の部分の記入が必要です。

### ◎領収書

宛名は被保険者本人になります。記載されている金額は、受領委任払いは工事費の本人負担分（1割～3割）のみ、償還払いは工事費全体分となります。

また、領収書は原本を提出してください。担当者が写しを取りお返しします。

### ◎工事内訳書

見積書通りであっても、内訳書の提出をお願いします。

### ◎写真確認

改修前後の対比ができるよう、改修前後の写真を並べ書類を作成してください。改修箇所すべての写真が必要です。なお、改修後の写真には必ず撮影日（完成日）を入れてください。

## 申請に関する注意事項

- 在宅復帰の準備として事前に住宅改修をすることは認めますが、万が一何らかの事情で改修した住宅に復帰できなかった時は給付の対象外となります。
- 市の許可を得ずに着工した工事は給付の対象外となりますので、給付を受ける場合は必ず事前申請を行い、市の許可を得てから着工してください。
- 受領委任払いについては、工事業者と市が受領委任払い契約をしなければ選択できませんのでご了承ください。
- 本人、家族（姻族を含む2親等）が改修工事をすることは認められていますが、工事費は材料費のみ給付対象となります。
- 入院等で工事着工が延期になった場合は、必ずご連絡ください。
- 在宅復帰後、理由書作成日から大幅に期間の経過しているものや身体状況が変化しているものについては、再度理由書の作成をお願いする場合があります。

## 4. 給付限度基準額のリセット (平成12年3月8日 老企第42号 より一部抜粋)

### 1. リセットの要件

#### ① 要介護等状態区分が3段階以上上がった場合

初めて住宅改修費が給付された住宅改修における着工日時点での要介護等状態区分を基準として、以下に定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合、再度20万円まで給付されるようになります。

このことは、市独自制度での住宅改修費でも同様です。

(以下、「3段階リセット」という。)

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2または要介護1
第1段階	要支援1または経過的要介護、旧要支援

※ 要支援2と要介護1は同じ段階の扱いとなりますので注意してください

#### ② 転居した場合

転居した場合は、転居前の住宅での住宅改修費の給付状況や要介護等状態区分に関係なく、転居後の住宅について20万円まで給付されます。なお、この場合の転居とは住所地を移す手続きをした上で居を移すことを指します。居を移しても住所地を移す手続きをしていない場合はリセットが適用されず、住宅改修費の給付の対象外です。

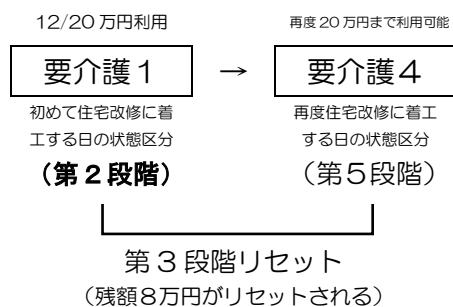
このことは、市独自制度での住宅改修費でも同様です。

(以下、「転居リセット」という。)

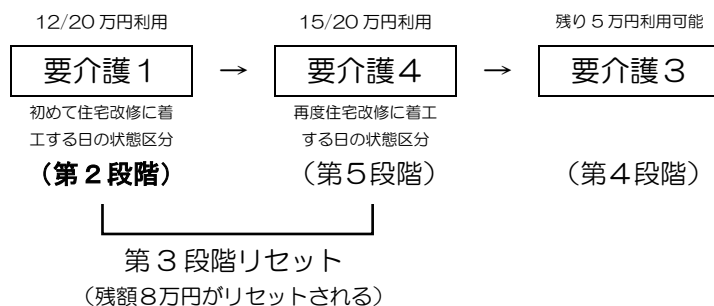
## 2. リセットの例

### (1) 3段階リセット

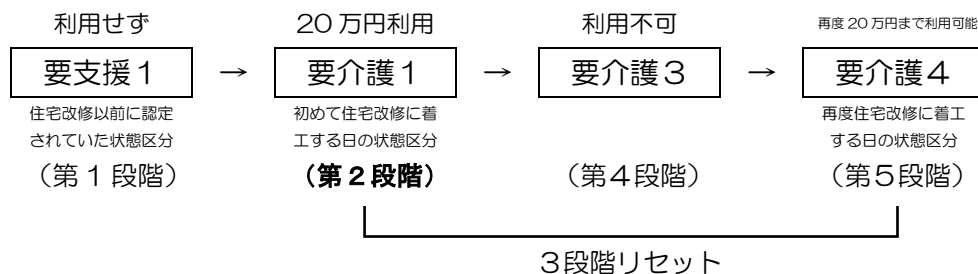
- ① 残額があっても要介護等状態区分が3段階以上上がった場合は、残額はリセットされ住宅改修の残額は20万円に戻ります。したがって、要介護1の時に12万円の支給を受け、その後要介護4で住宅改修を実施する場合は、残額の8万円はリセットされ再度20万円までの給付が受けられます。



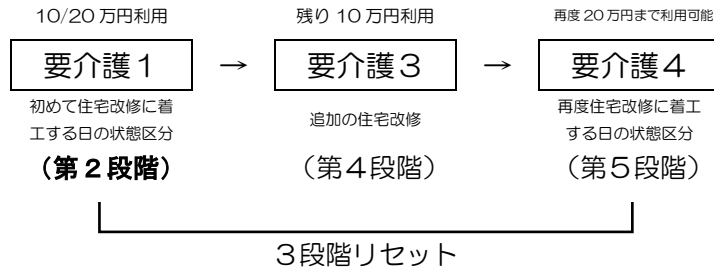
- ② 3段階リセット後に住宅改修を実施すると、その後に要介護等状態区分が変化してもリセット後の残額で管理されます。よって、要介護1の時に12万円の支給を受け、その後要介護4で15万円の住宅改修を実施した場合は、その後に要介護3以下になったとしてもリセット前の残額が復活することはなく、リセット後の残額である5万円が利用可能な残額となります。



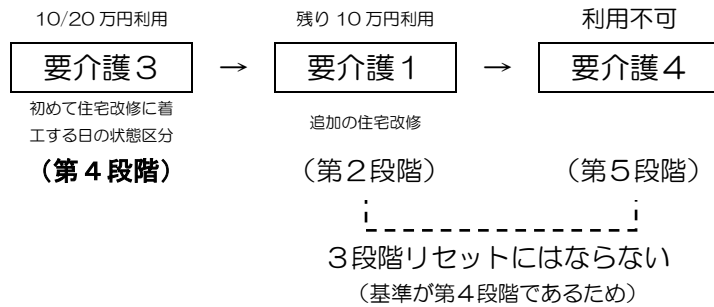
- ③ 要支援1と認定された状態で住宅改修を行わず、要介護1で初めて住宅改修を行った場合は、要介護1を基準として、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度20万円まで給付可能となります。



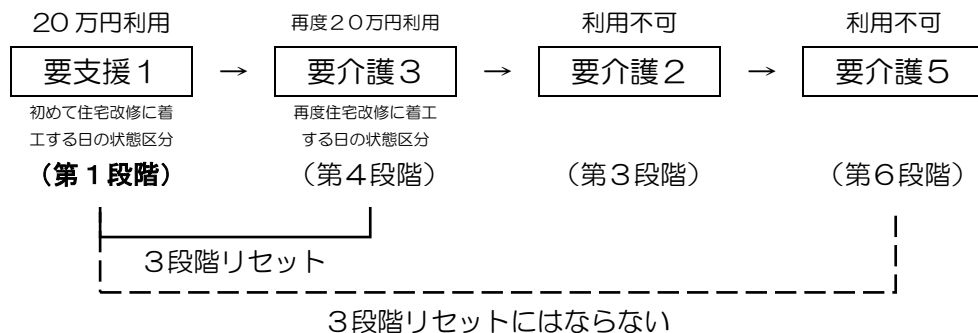
- ④ 要介護1の時に初めて住宅改修を行って10万円分の給付を受け、その後要介護3の時に10万円分の給付を受けた場合、要介護4以上の認定を受けると、初めて住宅改修を行った要介護1を基準として3段階以上上がっていることになるので、再度20万円分の給付を受けることができます。



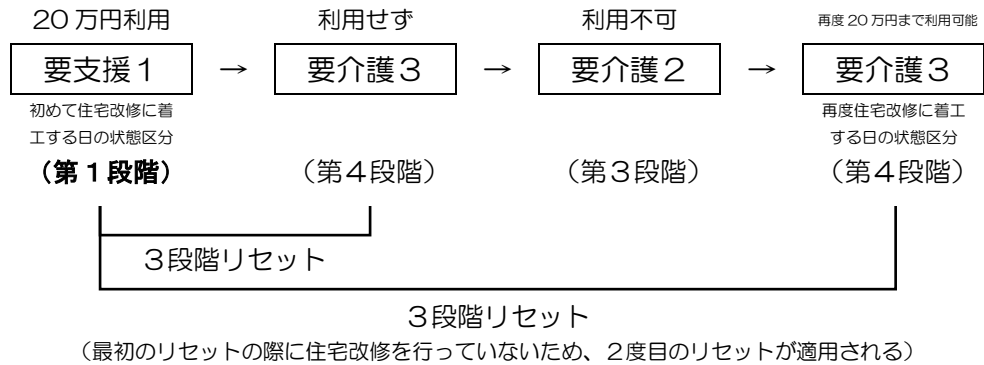
- ⑤ 要介護3の時に初めて住宅改修を行って10万円分の給付を受け、その後要介護1の時に10万円分の給付を受けた場合、後に要介護4以上の認定を受けても、基準となるのは初めて住宅改修を行った要介護3であるため、再度20万円分の給付を受けることはできません。



- ⑥ 3段階リセットで再度20万円まで利用可能になる事は、ひとりの被保険者で1回限りであり、3段階リセット後に満額まで住宅改修を実施した場合、再度3段階リセットの要件を満たしたとしても再度3段階リセットが適用されることはありません。

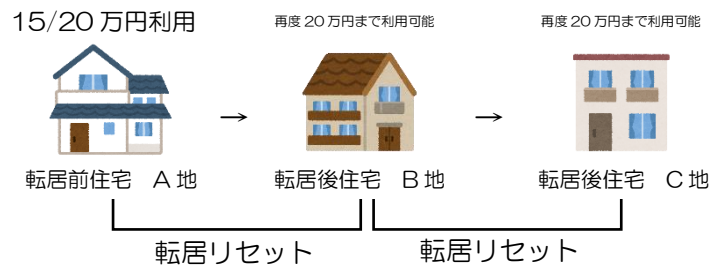


- ⑦ 要支援2の時に初めて住宅改修を行い、その後要介護3の認定を受けたものの、この時点では住宅改修を行わず、のちに要介護2に変更された際には「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がったという要件を満たしていないため、3段階リセットは適用されない。しかし、3段階リセットが適用された際（今回だと1回目の要介護3の時）に一度も住宅改修を実施していないため、再び要介護3以上の認定を受ければリセットが適用される。

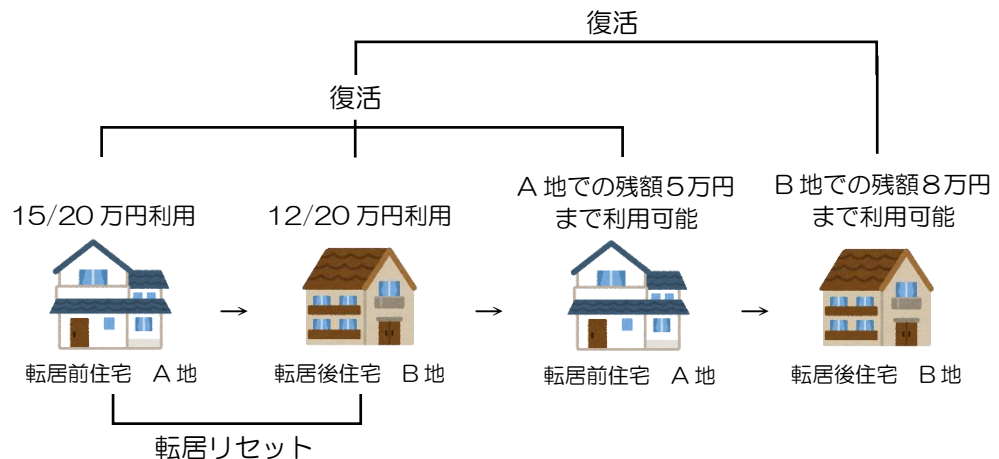


## (2) 転居リセット

- ① 転居した場合は、転居前の住宅における住宅改修費の給付状況に関係なく、転居後の住宅について20万円まで給付可能となるため、転居するごとに転居リセットが適用されます。

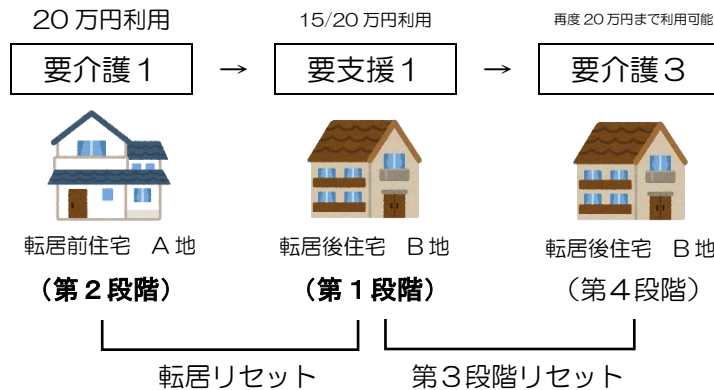


- ② 転居前の住宅に再度戻った場合は、その当時の残額状況が復活します。

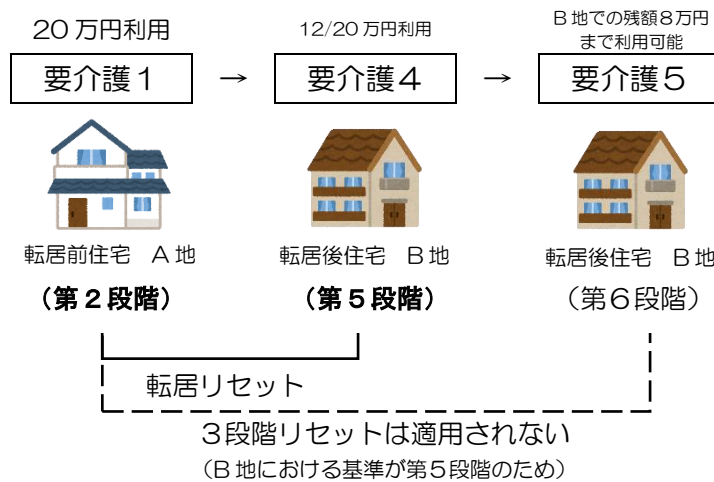


### (3) 3段階リセットと転居リセットの複合

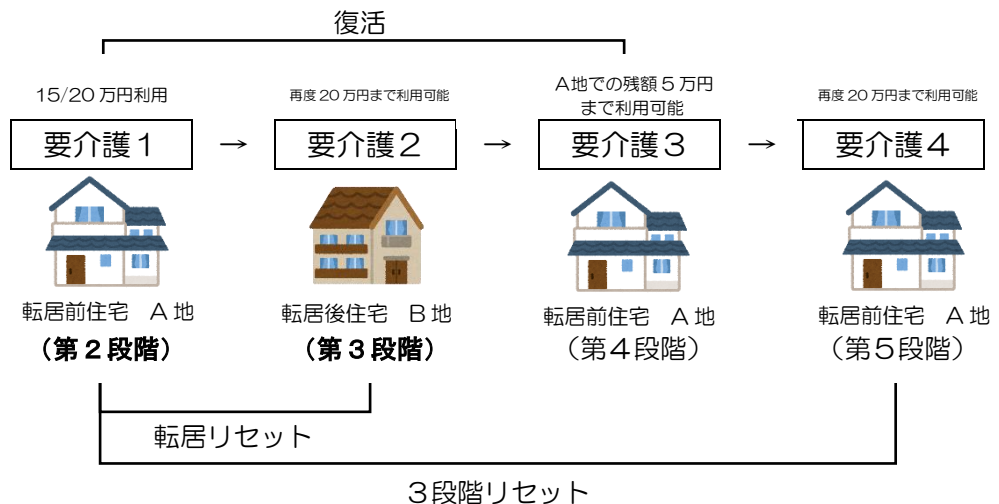
- ① 転居した場合は、転居リセットと同時に3段階リセットの基準も転居後の住居において初めて住宅改修を実施する日の要介護等状態区分となります。



- ② 3段階リセットと転居リセットが重複する場合、転居リセットが優先されます。なお、3段階リセットの基準も転居後の住居において初めて住宅改修を実施する日の要介護等状態区分となるため、転居前の要介護等状態区分から3段階以上上がったとしても3段階リセットは適用されません。



- ③ 転居前の住宅に再度戻った場合は、転居前の残額状況が復活し3段階リセットの基準も転居前に戻ります。





## 5. Q&A

---

### 1. 住宅改修の種類

#### 【手すりの取付け】

Q1. 手すりには円柱型や上部平坦型など様々な形状があるが、いずれも住宅改修の給付対象となるか

A. 給付対象となります。握力がほとんどない場合や麻痺のためしっかりと握ることができない場合など、手すりを設置する理由は様々であるため、申請者の身体状況に応じた適切な形状の手すりを選択してください。

Q2. 手すりの補強板等につけるねじキャップ等は給付の対象となるか

A. ねじキャップ等の外観を整えるための商品は給付の対象となりません。

#### 【段差の解消】

Q3. 浴室の段差解消のためにすのこを敷くが、住宅改修の給付対象となるか

A. 浴室のすのこは基本的に特定福祉用具購入の対象となります。ただし、すのこを完全に固定する場合は例外的に住宅改修の給付対象としています。

Q4. 浴室床の段差解消を行う際、蛇口の位置の変更や浴槽のかさ上げ、浴槽の交換は付帯工事として認められるか

A. いずれも給付対象となります。浴室に限らず段差解消を行うと利用できなくなる設備や危険が伴う箇所がある場合は付帯工事に含まれる場合がありますので、給付対象となるか予め市にご相談ください。

Q5. 上がり框の段差解消のため、式台の設置や段差を2段にする工事は給付対象となるか

A. いずれも給付対象となります。ただし式台の設置については、式台を容易に動かないようにしっかりと固定させてください。容易に動かすことができる式台は給付の対象外となります。

Q6. 外玄関から道路までの階段を改修（手すりの設置、段差解消など）する工事は給付の対象となるか

A. 外出の際に通らざるを得ない場合は給付対象となります。そのほか、生活するうえで通らざるを得ない階段については給付の対象となります。ただし、対象の階段を改修しなければならない理由を理由書に明記してください。

**【滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更】**

Q7. 居室における床材の変更については、基本的に畳敷からフローリング等に変更することが想定されているが、畳敷から新たな畳敷に変更する工事やフローリング等から畳敷に変更する工事も給付対象となるか

A. 申請者の心身の状況や住宅の状況はそれぞれ異なるため、その改修が適切であると市が認める場合には給付の対象となります。ただし、その改修をしなければならぬ理由を理由書に明記してください。

Q8. 外玄関から道路までの路面の変更では、どのような材料が想定されるか

A. コンクリートやアスファルト、タイル、レンガ舗装等が想定されますが、申請者の心身の状況や住宅の状況によって適切な材料を選択してください。

Q9. 路面の変更における給付範囲は概ね1 m程度と記載があるが、1 mでは車いすの車輪がはみ出る等の理由がある場合の給付範囲はどうか

A. 路面の変更における給付範囲は基本的に1 m程度ですが、申請者の心身の状況や住宅の状況によっては1 mを超える路面の変更でも給付対象となる場合があります。ただし、その場合においても必要最低限の範囲のみ給付対象として認められます。

Q10. 滑りの防止を図るために床材の表面に溝を付けるなどの加工は給付の対象となるか

A. 床材の変更として給付の対象となります。ただし、極端に滑りを悪くするとつまづきやすくなり転倒の危険性が高まってしまうこともあるので、工事に当たっては十分に注意してください。

Q11. 浴室の床材の変更や段差の解消を目的としてユニットバスを購入する場合、給付対象となるか

A. ユニットバスそのものは給付対象外ですが、ユニットバスの全体価格や工事費のうち、床材の変更や段差の解消にかかる部分を明確な根拠をもって按分して算出できる場合は、対象部分のみ給付対象となる場合があります。

## 【引き戸等への扉の取りかえ】

Q12. 扉そのものは取りかえないが、扉を右開きから左開きに変える、ドアノブをレバー式に変える、戸車を設置する等の扉の性能を変える工事は給付の対象となるか

A. 申請者の心身の状況に合わせることを目的としている場合は、いずれも給付の対象となります。

Q13. 扉そのものは取りかえないが、ドアノブをレバー式把手に変更する場合は給付の対象となるか

A. 申請者の心身の状況に合わせることを目的としている場合は給付の対象となります。

Q14. 既存の引き戸が重く開閉が困難であるため、軽量の引き戸に取りかえる場合は給付の対象となるか

A. 既存の扉が重く開閉が困難である等、申請者の心身の状況を理由とした取り換えは給付の対象となります。ただし、既存の扉の老朽化を理由とした取り換えは給付の対象外です。

Q15. 門扉の取りかえは給付の対象となるか

A. 申請者の心身の状況を理由とした取りかえであれば給付の対象となります。ただし、2か所目以降の門扉の取りかえは原則給付の対象外です。

Q16. 扉の新設について、給付の条件が取りかえや位置の変更等よりも安価であることに限っているが、申請者の心身の状況や住宅の状況によって最適な方法であれば給付の対象とならないか

A. 給付対象となる住宅改修の種類としては、あくまで「扉の取りかえ」であることから、扉の新設については「扉の取りかえ」よりも安価である場合のみ給付の対象とします。

このことは、厚生労働省からの制度運用に関する通知にも明記されています。

(平成21年4月10日 老振発第0410001号)

## 【洋式便器等への便器の取りかえ】

Q17. 補高便座を用いて座面を高くする場合、給付の対象となるか

A. 補高便座は住宅改修ではなく、特定福祉用具購入の腰掛便座として給付の対象となります。

Q18. 和式便器の上において腰掛式に変換する商品は給付の対象となるか

A. 当該商品は住宅改修ではなく、特定福祉用具購入の腰掛便座として給付の対象となります。

Q19. 和式便器から洋式便器に取りかえる際、洗浄機能等が付加された洋式便器でも支給の対象となるか

A. 洗浄機能付きの便器が一般的な商品として普及していることから、申請者の心身の状況に合わせることを目的としている場合は給付の対象となります。

Q20. 既存の洋式便器を洗浄機能等が付加された洋式便器に取りかえる場合支給の対象となるか

A. 便器の取りかえを住宅改修として給付の対象としているのは、立ち上がりが困難である場合等の心身の状況や住宅の状況を理由とした工事を想定しています。よって、洗浄機能等の付与を目的として便器を取りかえる工事は給付の対象外となります。

## 2. 申請関係

Q1. 申請に係る書類の押印は実印でなければならないか

A. 実印である必要はありませんが、朱肉を使用する認め印を使用してください。

Q2. 申請書を書き間違えたが、どのように訂正したらよいか

A. 二重線を引いたうえで、申請書に使用した申請者の印で訂正してください。  
なお、修正テープ等による訂正は受付できません。

Q3. 理由書の訂正はどうすればよいか

A. 二重線を引いたうえで、理由書を作成した者の印で訂正してください。

Q4. 住宅の所有者と申請者が同じ姓である場合、申請書と承諾書に使用する印は同じものを使用してよいか

A. 所有者と申請者が異なる以上、原則として別の印を使用してください。

Q5. 住宅の所有名義人が死亡している場合、承諾書は誰が記入すればよいか

A. 代表相続人が押印した、住宅改修の承諾と問題発生時に代表相続人が解決する旨を記載した承諾書（任意様式）の提出が必要です。

Q6. 道営住宅や市営住宅の承諾書はどのような手続きすればよいか

A. 道営住宅は北海道、市営住宅については富良野市の都市建築課に住宅改修についての承諾の申請を行い、交付された承諾書を提出してください。

Q7. 事後申請時に添付する改修前後の写真には日付をわかるようにすることとあるが、日付機能のないカメラの場合はどうすればよいか

A. 工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真を撮るようにしてください。

### 3. その他

Q1. 新築工事の竣工後に申請する住宅改修は給付の対象となるか

A. 竣工日以降に申請する住宅改修は給付の対象となります。ただし、事前申請時に住宅の竣工日がわかる書類の原本を確認させていただきます。

Q2. 支給の対象となる工事と対象外の工事を一体で行う場合、金額はどのように算出すればよいか

A. 材料費は対象工事と対象外工事に使用する材料ごとに分け、施工費や諸経費などの分けることができない部分は工事全体額に対する給付対象部分の割合で按分して算出してください。

Q3. 同一住宅に複数の要介護者がいる際、それぞれ住宅改修が必要である場合にどのようにすればよいか

A. 要介護者ごとに申請し、要介護者ごとに限度額を管理します。  
同時に複数の要介護者に係る住宅改修を行う場合は、要介護者ごとに必要な範囲を特定し、その範囲が重複しないよう申請する必要があります。  
例えばトイレの住宅改修を行う際、便器の取りかえを複数の要介護者で等分して申請することは改修範囲が重複しているため認められませんが、便器の取りかえとトイレ壁面に手すりを設置する工事がそれぞれ必要であると認められる場合は、同室内での住宅改修ではありますが範囲が重複していないため、それぞれの住宅改修として給付の対象となります。

Q4. 要介護者が一時的に身を寄せている住宅を改修したい場合、給付の対象となるか

A. 住宅改修は現に居住する住宅を対象としており、一時的に身を寄せている住宅は支給の対象外となります。もし、一時的に身を寄せている住宅に住所地を移せば給付の対象となります。  
なお、住民票の住所と被保険者証の住所が異なる場合、一義的には被保険者証の住所が住所地として扱われます。

Q5. 家族が勤務している会社に住宅改修を依頼したい場合、工事費はどこまで対象となるのか

A. 本人、家族（姻族を含む2親等）が自ら改修工事をする場合、または本人、家族が経営している会社が改修工事を行う場合、工事費は材料費のみ給付対象となります。  
ただし、本人、家族が勤務している会社が改修工事を行う場合は、仮に本人、家族がその工事に携わっていたとしても、工事はあくまでその会社が請け負っている形であるため、通常の給付対象範囲となります。



**富良野市保健福祉部高齢者福祉課介護保険係**

〒076-0018

富良野市弥生町1番3号 富良野市総合保健センター2階

TEL 0167-39-2255

FAX 0167-39-2222